

明治国家形成期における井上毅の事績

～福澤諭吉の時代から井上毅の時代へ～

大久保啓次郎

1. はじめに

福澤諭吉研究に取り組んでいた時に「明治14年の政変」の事実を知って非常に衝撃を受けた。しかし、その時は井上毅という人物にあまり関心がなかった。

その後「明治国家建設」というテーマに興味を持ちそれに関する書籍に目を通すとしばしば「井上毅」の名前に遭遇した。それから井上毅に関する書籍を漁って読んでみて、次のように認識するようになった。

{井上毅は、明治国家の建設という厩大なエネルギーと智力とを要する仕事に参画し、憲法、教育勅語の作成をはじめ日清戦争開戦の詔勅の起草に至るまで、主要な立法、起案活動に従事して、粉骨砕身の日々を送るうちに結核が嵩じ50代初めの働き盛りに「其の職責に討死」した。彼に対しては、能吏とか典型的官僚・法権派・制法者・明治絶対主義官僚などの形容がなされるのが常であり、また黒幕宰相・懐刀・隠然たる実力者などの評判も聞かれる。}ⁱ

その頭脳はカミソリのごとく鋭敏といわれ、稀に見る智力に恵まれていた。

しかも単なる才士ではない。他方、沈着冷静の判断を示し、最悪のケースを想定しつつ、複数の対策案を示すこともあって、急変錯綜いとまなき政治の世界の処理に当たるのが常であった。

維新时期のような乱世を遊泳して出世するには、官僚的資質以上に政治家的資質が幅を利かせた事は容易に想像できるが、井上毅の場合には、その果たした仕事の量、質における巨大さの割には、活動ぶりが世間に目立たないところに特色があった。

「このような禁欲的職業的精神は、歴史の裏舞台において目立たぬが重要な役割行動を分担する官僚としての職責を果たす上で、十分な条件をなしていたと思われる。」ⁱⁱ 「14年の政変」の裏舞台で主役を演じた井上毅を理解出来た。

最初は大久保利通、次いで岩倉具視、さらに伊藤博文、山縣有朋ら、

「明治国家」を創り動かした大物政治家達から、井上毅が重用されるに至った秘密もここにあったと思われる。井上が黒幕宰相と呼ばれる原因をなしていた。

今度の拙論では、「明治14年の政変」で福澤諭吉の文明開化思想を抹消した井上毅の実像に迫りながら、井上毅が明治国家形成に向けて取り組んだ二つの大きな課題である、明治憲法制定と教育方針の策定について、様々な角度から井上毅が果たした役割を分析してみたいと考える。

2. 修学時代の井上毅

2.1 幕末における井上毅の学問的姿勢

天保14年12月(1844年2月)細川藩家老に仕える下級武士の三男として生まれた井上毅は、14歳の頃異例の抜擢を受けて藩校「時習館」に迎えられ、その居寮生として慶應3年に至る。

時習館で彼が学び続けたのは、終始儒学を中心とする学問であった。しかもそこにおいて彼の接した儒学とは、朱子学を基本とするものであった。

「彼の学問には、その基礎に彼なりの理解における朱子学が歴然として存在したという事実がある。例えば、彼のノート類の内『燈下録』と題された8冊の感想録は、万延元年以降数年間、つまり青年期の勉学の中心的な時期における彼の儒学とのかかわり方を語って極めて率直な、誠に得難い資料であるが、これによってみても、彼は折ある毎に仏教また老荘についてその虚無主義の弊を衝き、陽明学についてその主観主義を難ずるとともに、管商と徂徠学に対しては、その[功利]への傾斜に厳しい批判の目を向け、さらに法学、国学、神道に対しても逐一その難点を指摘するなど、少なくとも主観的に、井上が朱子学の徒をもって自ら任じた事は疑いを容れない。」ⁱⁱⁱ

朱子その人の政治的実践に学ぼうとする執拗なまでの井上の姿勢が窺える。井上において朱子学とは実践の学、即ち「倫理学」を意味していたようである。

慶應3年、藩命によりフランス学修業のため江戸遊学に派遣された井上は、後述の『沼山対話』からは全く想像出来ないが、徐々にエリートへの階段を登りつめて行く。

2.2 『沼山対話』——横井小楠との対決——

二人の対談が行われたのは、元治元年(1864年)秋で、対談当時の二人の年齢は、小楠56歳、毅22歳であった。

論題は、第一に学問論、第二にヤソ教論、第三に交易論、第四に当時各藩に見られた「分党」の問題であった。^{iv}

第一に小楠の質問は「古の学問とは何ぞや」であった。この問いで小楠が指摘しようとしたのは、学問における「思」、云わば主体的思考の重要性であった。これに対する毅の返答は、「治国平天下」に至るべしとする、周知のいわゆる朱子学的学問観を楯とするものであった。しかし、「思」を方法的な杓子として既成の儒学そのものを相対化しつつ、「応用の活用」からさらに「経世实用」の世界への展望を切り開いていたとされる当時の小楠に対しては、満足の返答では

なかった。第二はヤソ教論であった。しかし、ヤソ教に若干好意的な見解を示す小楠と、一方これに同調しようとしぬ毅との対照では、問答は明らかであった。しかし二人共、ヤソ教の日本への流入には反対であった。

第三の交易論については、「万国一体、四海兄弟」の説に寄せる小楠の共感は明らかであり、外国との「交易賛成論」であった。これに対して毅は「外国との交易反対・鎖国賛成論」であった。井上の主張は、「日本が藩相互間の障壁を廃して、全国大の経済体制を確立しさえすれば、自給自足の独立経済も不可能ではなく、とすれば強いて外国との交易に踏み出す必要もない筈ではないか」であった。これに対して、小楠は「若しも日本が鎖国割拠の旧習にあくまで固執するならば、今日の勢いからして、たちまち万国を敵に引受け、眼前滅亡の禍を招く事は必定である」と答える。これに対して毅は、外国との交易は西欧諸国を「利する」だけで日本の「利」にならない。その対外認識の上に立って、日本は飽くまでも「鎖国」をしなければならないと主張した。

しかし、その後井上毅は、『交易論』なる著書を発刊し、諸々の条件付きではあるが、日本のためのあるべき「開国」の見取り図をも描いて見せている。^v

第四の「分党」（藩内に於ける内乱）問題に関して毅は、藩士の分党（反乱）には、絶対反対であり、これに対して小楠に質問すると、小楠にあっては、各藩に於ける積極的な経済的富強ないし福祉の実現こそが、分党の回避になるのであり、従って外国との間に「開かれた」交易の必要性が強調される。

このように幕末には、井上毅が維新に対して消極的な傍観者であった事は、否定出来ないので、維新の後、彼が明治政府の一員として容易にエリートへの道を歩み得た事は、全く想像出来ないのである。

2.3 司法省他に勤務した初期の頃の活動

明治4年明治政府の司法省に仕官する。

明治5年6月、司法卿江藤新平から、司法省の上司や同僚ら7人と共に留学の命を受けた。

青年期を通して終始儒学中心の教育を受けた彼が、漸くフランス学に転じたのは慶應3年以降であり、それ以降は仏学塾から大学南校にかけて、フランス学の学習が続けられた。

1年近いその滞欧期間を主としてパリでの勉学の内に過ごし、6年春のベルリン訪問と、その後フランス地方都市への視察旅行とを除いて、その日常は、

ボアソナードらフランス人法学者の講義に列席する傍ら、専ら翻訳に没頭する毎日であったとされる。

ヨーロッパ留学を終えた井上毅は、明治6年秋の帰国後、司法省また正院法制局に職を奉じつつ刑法、治罪法の取り調べを続けるが、彼の日常は決して単に法制の専門官僚たるに甘んじるものではなかった。{明治7年の台湾事件に際して彼が自ら意見書を出し、その結果大久保大使一行の随員に加えられて直接北京での外交折衝にも参画するに至った事実はよく知られているが、その後も相次ぐ朝鮮との紛争問題から条約改正の問題に至るまで、およそ当時の重要な対外事件には絶えず鋭敏な反応を示しており、また直接彼がその衝に当たって重要な役割を演じた事も一度や二度ではない。「外交」に托した若き日の井上の夢は到底かりそめのものではなかったというべきであろう。} vi

しかも対外問題のみにも限られない。次章で述べる「明治14年の政変」での画策はもとより、こと内政に関しても単なる法制官僚の枠を越えた彼の行動は、ある意味で一貫したものだ。

「彼の帰国後数カ月にして起こった佐賀の乱に際して、大検事岸良兼養に随行して現地に赴いた井上が、帰京後直ちに太政大臣に作成した意見書も、この時点での内治、あるいは国政一般に対する彼の関心のあり方を如実に窺わせるものとしてまことに興味深い。彼はその中で述べて、維新後数年にして「王化」なお至らず、地方政情が一触即発の危機的状況にあることを切論しつつ、「事弊」の急なるものを数えて、1、「官吏に紀律なし」、2、「撰挙（人材登用）に法なし」、3、「官制冗沓濫」、4、「民政修まらず」、5、「文法太繁」、の5項目を挙げるとともに、これら「時弊」の矯正のためには「唯だ在位の諸賢痛く自ら励精し、務めて弊事を除くに在るのみ」と訴える。ちなみに、これが伊藤博文の注目するところとなり、以後長年に及ぶ両者接近の契機をなしたと伝えられる文章であるが、少なくとも意見書の視野が遠く一介の専門官僚の域を越えて出ている事は、何人もこれを首肯せざるを得ないところといえよう。内政と外交とを問わず、このようなひたむきな情熱を傾けつつ彼が追い求めたのは、特殊に儒教的意味における「治者」としての理想像であったかにも推察される。」 vii

2.4 修学時代の井上毅に関する考察

思わず、「三つ子の魂百まで」という諺を思い出させる井上の修学時代である。井上は、幼少の頃から藩命によりフランス学に転じる慶應3年（25歳）まで、儒学（朱子学）思想を叩きこまれていた。彼の儒学思想は生涯変わることなく、それが「明治14年の政変」、「明治憲法制定」、「教育方針（教育勅語）決定」でいかんなく活かされる事になる。又儒学思想を学習する過程で、人生に於ける

処世術も身に付け、彼の能力があらゆる分野で十分に活かされるのである。

但し、藩命により儒学からフランス学へ転向し、1年近いフランス及び独逸への留学経験がなかったら、彼は、尊王攘夷思想を貫き、開国による外国との交易には反対であったろうと『沼山対話』の現実から想像出来る。

しかし、留学生活で現実の世界を見て自分の考え方を修正し、『交易論』を展開するようになる変わり身の早さはさすがである。

このように、井上毅の修学時代の修業は、その後の彼の人格形成に大きな影響を与えていると言えよう。

3. 明治憲法と井上毅

3.1 「明治14年の政変」における井上毅

3.1.1 明治14年の政変

「明治14年の政変」とは、自由民権運動の高まりの中で、政府内での国会開設と憲法制定に関する議論と、官有物件払下げに関する反対運動の二つが、時期的に絡み合った結果、一旦決定した払下げは中止となり、国会開設と憲法制定の方針が決まり、大隈参議とそれに繋がる人脈（主として福澤門下生）が政府から追放された事件である。

3.1.2 立憲政体への動きと各参議の意見書

明治8年の「漸次立憲政体基盤確立の詔勅」によって設立された元老院の国憲按は、岩倉右大臣、伊藤参議の意に叶う内容ではなかった。国会開設に向けての民権運動の高まりを受けて、政府内の意見が統一されていなかったことから、天皇は憂慮して各参議に立憲政体についての意見書提出を命じた。

明治12年末の山縣有朋案を皮切りに、明治13年には伊藤案が提出された。しかし、筆頭参議である大隈からは意見書が提出されなかった。有栖川宮左大臣から督促を受けた大隈は、明治14年3月、密書として有栖川宮に提出した。

大隈の意見書は、次の3点で、伊藤から見れば問題であった。

- (1) 大隈、伊藤、井上馨の、いわゆる開明派三参議の盟約関係を破る、（伊藤や井上馨にも見せない）密書という「提出方法」であった。
- (2) 伊藤の意見書（大隈にも見せて提出した国会開設時期漸進論をとる内容）と「国会開設時期」で真向から対立するもの（明治16年国会開設）であった。

(3) 英国型立憲政体意見書（英国型議院内閣制の意見書）であった。

3.1.3 岩倉具視と井上毅の大隈意見書に対する反論と逆襲

5月下旬、大隈意見書を見て驚いた岩倉右大臣は、6月初旬、太政官大書記官井上毅に大隈意見書を見せ、反駁書を書かせ、調査を命じた。

6月14日、井上毅は岩倉に以下のような報告書を送付した。^{viii}

{大隈の意見書は、福澤諭吉著『民情一新』と共に、福澤諭吉の政体構想（福澤の門下生がまとめた「交詢社私擬憲法案」）と共通である。

福澤の政体構想は、英国型立憲政体論で、国王（天皇）の権限を無視した構想であり、「国王（天皇）は君臨すれども統治せず」の考え方である。}

6月21、22日、岩倉はこの頃からプロイセン型で大臣指導により進むべく、21日、井上毅に憲法作成の案を作成するよう命じて、伊藤に憲法問題を任せた。

28日、井上毅は独自の判断で「憲法制定意見書」を伊藤に送付、^{ix} 主導権をとるよう強く要請した。

伊藤は井上毅の意見書を一読、自分の考えとほぼ同じであることを知った。

7月2日伊藤は大隈意見書を「急進的」と激しく非難、岩倉も大隈意見書に不同意を表明。

5日岩倉は、三条、有栖川宮に憲法意見書を提出、伊藤に書簡を送り、プロイセンをモデルとした憲法制定を示唆した。

12日、井上毅は伊藤に書簡、その中で、福澤を中傷しプロイセン型憲法制定を急ぐよう強調、政党内閣制阻止との自説を踏まえ再説。^x

しかし、伊藤は慎重な姿勢を保持した。

22日、井上毅は、京都に病氣療養中の岩倉を、又宮島に静養中の井上馨を訪ね、大隈孤立化への多数派工作を開始。

27日井上馨は伊藤に書簡。その中で井上毅の訪問を受け、プロイセン型憲法制定、早期国会開設に賛成を表明。

又井上毅は、松方正義、黒田清隆、西郷従道などにも大隈孤立化工作を懇願。既にこの時点で、大隈意見書の採用は、宮中、府中ともに多数派となり得ない事が、明らかになっていた。

3.1.4 北海道開拓使官有物払下げ事件の経緯

7月30日、北海道開拓使官有物払下げ裁可。決定を下したのは黒田清隆（旧薩摩藩）開拓使長官。1,400万円投じて開拓してきた物件を38万円で薩摩出身の民間人に30年間無利子で払い下げ。各社の新聞にスクープされると、国民の不

満の矛先は不当な払下げ事件の一点に集中し、政府批判は薩摩に向けられ大事件となった。

反対運動を展開したのは大隈門下の官僚の動きであった。更に大隈と親しい福澤諭吉の関係者やその資金を提供したとされる三菱の動きは、薩長閥潰しとも取られかねず、政府の薩摩出身者を激怒させた。

大隈は福澤を介し在野民権派と結託して政府の横領を図る謀反人的存在として政府の非薩摩派からも批判された。薩摩派は大隈追放に動く。伊藤は最後まで大隈との連携を模索していたが、最終的には薩摩派説得を断念し、大隈追放に戦略を変更した。

8月21日、黒田清隆は寺島宗則への書簡で、大隈陰謀説を強調した。

10月1日、大隈追放に反対していた岩倉も大隈罷免に同意。

8日、井上毅は岩倉への書簡でなおも福澤派の動きを伝え油断なく対処するよう伝言。

11日、天皇が北海道から還幸、即閣議で大隈罷免と官有物払下げ取り消しを決定。

12日、9年後（明治23年）に国会を開設する事を閣議で決定した。

3.1.5 人心教導意見案（井上毅の謀略）

文明開化に伴う国民の意識が大きく変化しつつある中で、国会開設までの9年間という長い期間は、井上毅にとっては心配のタネであった。既に詔勅の中に政府の対応が記されている（詔勅にはこのような政府の方針に反する者を罰すると記載されている）が、もう一つの対策として明治14年11月に岩倉具視他二大臣に提出したのが、当時の諸般の情勢や各界の意見等を勘案してまとめた「人心教導意見案」といわれる5項目の意見書である。^{xi}

意見案は承認され、その後の政府の対応は、この案に沿って運営されている。

以下その内容を要約する。

前段は、維新後の福澤諭吉の文明開化思想の啓蒙活動が、国民に大きな影響を与えており、その流れが過激な自由民権運動の温床となっている事を指摘し、その対応に細心の注意を払うべき必要があると一般論を述べて、以下の各論に繋げている。

（1）新聞（マスコミ）対策

政府の意見を発表する官報が必要であり、他に政府系の新聞を育成すべきである。（政府系新聞については前述のように、国会開設運動の激化を懸念していた大隈、伊藤、井上馨の三参議が、既に明治13年末に福澤に発行を依頼していたが、この政変でご破算になった経緯がある。）

- (2) 士族授産対策
士族授産の強化で、士族が粗暴民権家に走ることを防ぐ。
- (3) 中等教育、職業教育の強化
中学以上のまともな学校は当時慶應義塾くらいしかなく、士族の師弟が徒に上京して民権活動に向うことのないように、国庫補助による中等教育、実業教育の充実を求めた。なお中学では国文と漢学を用い、洋書は翻訳書を用いることとしている。理由は、洋学に走るあまり、日本語の能力低下が顕著のため。
- (4) 漢学の奨励
漢学の奨励は、必ずしも儒学思想の強制ではなく、日本語の知識を深めるためと強調している。
- (5) 独逸学の奨励
法政や軍事科学等の分野で、プロイセンに学ぶ事が多くなる事を踏まえての施策。結果的には英学中心の福澤諭吉や慶應義塾に不利な影響を与えることになった。

3.1.6 「明治14年の政変」での井上毅に関する考察

{「明治14年の政変」は「第2の明治維新」だ!} という人もいる。

確かに、明治維新以来、国家及び国民が、進むべき道標を設定し、歩んで来た道が、「明治14年の政変」で大きく方向転換させられたのである。

立憲政体はプロシア型に決まり天皇の権限が温存され、これまで「文明開化」の旗印の下に、西洋文明思想が国民の中に浸透しつつあったのが、儒教思想に基づく教育方針の変更で、政府及び国民が目指す方向が変わったのである。

「明治14年の政変」以降、福澤諭吉は、時の政府に対して（伊藤博文に対しても）教育方針の変更がもたらす日本国および日本国民の損失を訴え、再変更を求めたが、明治23年に発布された（井上毅起草の）「教育勅語」は、第二次世界大戦終了時点（昭和20年）まで国民教育の礎として長期間（明治・大正・昭和）存続したのである。この政変で井上毅が果たした役割は甚大であった。

極端な言い方をすれば、福澤諭吉の国家及び国民への影響力は、「明治14年の政変」の時点で終わったのである。そして再び福澤諭吉が見直されるのは、昭和20年以降となる。そういう観点から捉えると、「明治14年の政変」は、当時の日本の進路を決定した重大な事件であった。

3.2 明治憲法制定過程における井上毅

3.2.1 明治憲法草案が完成されるまでの過程

明治19年(1886年)末頃から、伊藤博文は本格的に憲法制定事業に乗り出すことになった。伊藤のもと、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎、独逸人顧問H・ロエスレル、A・モッセなどが憲法制定事業の実際の作業を担うことになる。

明治20年5月頃には、井上の手によって、甲案、乙案の二つの草案が出来上がり、またほぼ同じ時期に、ロエスレルの「日本帝国憲法草案」も完成した。そしてこの三案をもとに、伊藤、金子、伊東は同年6月から8月まで、神奈川県夏島の伊藤が建てた別荘で検討会を重ねた。別荘は手狭だったので4人の宿泊は困難だったため、井上毅は討議に参加していない。そこでの討議に参加する場合には、野島屋という旅館から通った。8月には夏島草案が完成した。

この夏島草案に対して井上が提出した「逐条意見」とロエスレルの修正意見をもとに10月半ば、高輪の伊藤邸で伊藤以下4人が修正を加え、10月草案が出来上がった。翌年の21年2月には、10月草案にさらに検討が加えられ2月草案が、さらに、これより一条分少ない浄写3月草案も完成した。

「これに伴い伊藤は、憲法草案を公式に審議するために枢密院を設置する。伊藤は4月30日、総理大臣の地位を黒田清隆に譲り、枢密院議長に就任した。枢密顧問官には、佐々木高行、元田永孚、土方久元ら宮中顧問官などの宮中勢力、大木喬任ら元老院関係者が任じられた。憲法制定にあたり、宮中をはじめ、国体論的見地に立つ非主流派勢力の意向を尊重した事を示すためであった。」^{xii}

かくして枢密院では、3月に完成した草案をめぐって天皇親臨のもと、明治21年6月18日から7月13日まで第一審議会が、翌年1月16日に、第二審議会が、1月29日から31日まで第三審議会が開催されて、最終案が確定したのである。

3.2.2 明治憲法制定過程に於ける井上毅と伊藤博文の葛藤

明治19年6月、伊藤は憲法起草に先立ちまず皇室典範の本格的な起草に着手した。伊藤は皇室を政治からのみ分離しようとしたのではない。可能な限り天皇の個人的な意思からも分離しようとしたのである。それを象徴的に示すのは「天皇の譲位」の問題である。

{ [皇室継続の事は祖宗の大憲の在るあり、決して欧羅巴に模倣すべきに非ず] と考える井上毅は、歴史上天皇が自ら譲位した例があるのをふまえて、天皇の意思による譲位を主張していた。しかし、伊藤は井上毅の意見を無視し、君位を君主の個人的な意思に委ねないという見地から、天皇の譲位それ自体を明白に否定したのである。} ^{xiii}

井上毅は、皇室典範の草案を推敲しながら、同時に明治19年秋から憲法草案

の準備を急いでいた。

伊藤と井上毅との憲法構想の相違点が特に明確なのは「天皇と内閣の関係」である。従って「天皇と内閣の関係」に絞って両者の構想の相違を検討する。

伊藤は内閣制度と同様に、天皇を「常に能動者にして親ら政略を指揮する」君主として規定しようとはせず、総理大臣が「常に能動者にして親ら政略を指揮する」内閣を中心とした政治システムを制度化しようとしていることである。

通常、立憲君主制の憲法は、君主の恣意に政治を委ねない原則を表現するために、君主が憲法に基づいて統治する事を規定した条文を置いている。

{「天皇は帝国の元首にして一切の国権を総覧しこの憲法の主義に基づき大政を施行す」(夏島草案の第四条)がこれに当たる。

井上は自分が起草した乙案第十六条で「天皇は内閣に臨御し万機を聴覽す」と天皇の内閣臨御を制度化し、第十七条で「内閣総理大臣及び各省大臣はその職務に就き各々其責に任ず」と大臣の個別責任を明示して、いわゆる独逸型立憲政体構想を主張している。つまり井上毅は、英国型立憲政体構想、即ち政党内閣制を阻止するという観点から、天皇と内閣の関係を考慮していたのである。したがって、井上の夏島草案に対する批判がこうした観点から発せられたのは当然であった。

伊藤の構想は、君主権力を制限して、天皇を「立憲君主」にしようとするものであった。換言すれば、「天皇と議会政治とを可能な限り分離し、総理大臣すなわち内閣を中心とした政治システムを構築する事によって、「政治」の自立的空間を作り出そうとするものであった。即ちそれは天皇の個人的能力をいっそう制度化することを意味する。

こうした井上毅の批判を受けて、10月中旬に伊藤は高輪の別荘に井上・伊東金子の三人を招き、夏島草案の修正会議を開いた。この時作成されたのが、通例明治憲法の原型がほぼ出来上がったと評価される10月草案である。

この10月草案を、「天皇と内閣の関係」に即して検討すれば、夏島草案の第七十条「行政権は帝国内閣之を統一す」が削除されたことが注目される。但し、これをもって伊藤が井上毅の批判をすべて受け入れたと見なすことは出来ない。井上毅が同様に削除を主張した夏島草案第六条「天皇は諸大臣の輔弼を以て大政を施行す」は残され、10月草案第五条に「天皇は内閣大臣の輔弼を以て大政を施す」と掲げられたからである。また井上毅によって憲法中最大の問題と批判された夏島草案第三十二条「凡て法律起案の権は政府に属す」も、第四十二条「帝国議会は政府の提出する議案を議決す」と修正されたものの、法律起案権が政府にあることは変わらなかった。

即ち、「天皇と内閣との関係」に関する限り、伊藤は井上毅の批判にも拘らず、自説である「大臣輔弼の原則」を明示する事を変更しなかったのである。

したがって、井上毅は、あくまでも英国型立憲政体構想を阻止する事を意図し続けたのである。

こうした井上毅の再批判もあって、10月草案は2月上旬から中旬にかけて、さらに検討に付された。今回も又激論の末に作成されたこの2月案で、「天皇と内閣の関係」において重要なのは次の二点である。

先ず第一に、これまで存在していた天皇の内閣への親臨規定が削除された。10月草案には第六五条に「内閣は天皇臨御し万機を親裁する所とす」とあったが、これが削除されたのである。そして第二に、10月草案第五条「天皇は内閣大臣の輔弼を以て大政を施行す」が削除された。但し、新たに設けられた第四章「国务大臣及び枢密顧問」の中に、改めて第五十七として「国务各大臣は天皇を輔弼し及び法律勅令其の他国务に関する詔勅に副署しその責に任ず」と規定されたのである。

通常、これは上述した井上毅の批判を容れたものと言われている。伊藤は内閣(大臣を含む)輔弼の原則を明示する自己の構想を最後まで貫いたと言えよう。即ち、伊藤は大臣輔弼の原則を明示する事によって、内閣を天皇から独立した機関とし、その内閣を中心とした政治システムを構築する事によって、天皇の政治争点化を回避するとともに、「政治」が自立した空間を制度化しようとしたのである。} ^{xiv}

3.2.3 明治憲法制定過程における二人の葛藤に関する考察

以上の明治憲法制定過程における伊藤と井上の葛藤については、坂本一登著『伊藤博文と明治国家形成』からの引用であるが、他の著者の見解も踏まえてこの問題を考察したいと考える。

梧陰文庫研究編 古城貞吉稿『井上毅傳』では、「第四章 憲法制定と先生」の項目の中で、井上と伊藤との葛藤の話は全く出て来ない。あたかも順調に憲法が制定されたように既述されている。^{xv}

坂井雄吉著『井上毅と明治国家』では、極端な言い方をすれば、坂本一登著『伊藤博文と明治国家形成』とは全く逆な考察が見られる。

しかも、坂井雄吉は何故か、伊藤と井上の見解の違いを「会計問題」に限定し、「天皇と内閣」には触れていない。予算不成立の場合における天皇の最終裁決権の規定は葬られ、井上が主張した前年度予算執行という以前からの井上の主張が認められたと強調するだけである。坂井雄吉によれば、明治憲法問題では、ロエスレルと伊藤、モッセと井上、という二つのグループの考え方があり、前者は「君主主権論」であり、後者は「国家主権論」というそれぞれ対立する考え方の競合があったと論説している。^{xvi}

筆者は、むしろ伊藤は「国家主権論者」であり、井上が「君主主権論者」ではないかと考えるし、ロエスレルは伊藤グループではなく、井上グループで「君主主権論者」であると考え。

次章で述べるように、伊藤と井上の憲法制定過程における評価については、一部の歴史学者は、「明治憲法草案の真の起草者は井上であり、伊藤は、井上、伊東、金子、ロエスレルやモッセ等憲法学者の意見を取りまとめたに過ぎない。」と発言しているが、筆者には伊藤は最後まで「天皇が政治に深く関与する事」を憂慮し、「内閣（大臣）の天皇に対する輔弼権限」を強く主張し、井上の天皇の権限を絶対化する発想を阻止する事に全力を注いだように思えるのである。

3.2.4 井上毅の憲法草案に関する一部歴史学者の高評価

「通俗的歴史知識によると、明治憲法制定の中心人物は伊藤博文で、彼が明治15・16年に独逸に赴いて憲法学を学び、それに従って憲法を起草したという事になっている。しかし歴史家はこういう観方を表面で派手に振る舞う伊藤の活動に眼を奪われた素人論として軽蔑する。

本当の立法者は、その背後にあって、明治14年の政変をドイツ流憲法導入論の勝利に導き、いわゆる「岩倉大綱領」を起草して後の憲法の骨格を定め、やがては起草作業の中心にあって原案を書き、憲法成立後はその公権的注釈書である（伊藤の名で出された）『憲法義解』の執筆者である井上毅である。」

（長尾龍一著『歴史重箱隅つつき』91頁）

『井上毅傳』に収められた目のくらむほどの史料の山を前にすると、明治国家形成のためにまさに粉骨砕身して身を捧げた一人の知識人の姿が浮かび上がってくる。岩倉にせよ、伊藤にせよ、山県にせよ、明治の政治家たちは、みなこの比類なき知性の働きに支えられて、自らの政治構想を立案し、実地に移すことが出来たのである。伊藤博文が明治憲法を作り、山県が教育勅語や地方自治を作ったというが、真の起草者は井上毅で、伊藤も山県も彼の掌中で立ち回っていたに過ぎないという見方が学会では根強い。

そのような意味で、彼を単なる技術屋とみなすことは適切ではなく、彼こそ[明治国家形成のグランドデザイナー]（木野主計著『井上毅研究』423頁）と称する専門家もいる。つまり、井上は単なる法制官僚の枠に収まるような人物ではなく、当代一流の法思想家だったとの評価である。」

（瀧井一博著『明治国家をつくった人びと』217頁）

「明治憲法のうち[会計]に関する草案は、基本的にはほぼロエスレルと伊藤の主張を抑え、井上の主張に沿ってまとめられた。即ち当年の予算不成立の場合における天皇の最終決済権の規定が、夏島案では一旦採用されながら、10月草案

では放棄され、前年度予算執行という以前からの井上主張の通りに修正された。
……井上には「政治上」あるいは、「法律上」の天皇を法律の制約下にお
きつつ、しかし「社会上」の天皇を政治の場に動員する事も辞さないという、
ある意味で著しく伝統的な思考様式が背後にあった事を無視する事は出来ない。
そのような彼等（伊藤及び井上）自身の基本的な「思想」との関連において、
明治憲法の性格をより微細に検討することは、今後に残された課題である。」
(坂井雄吉著『井上毅と明治国家』181～202頁)

4. 「教育方針の変更」と井上毅

4.1 教育勅語と井上毅

4.1.1 教育勅語原案の作成

総理大臣山県有朋は、明治23年5月、文部大臣芳川顕正に命じて、元田永
孚と井上毅の協力を求め、教育勅語作成の事業を開始させた。

井上毅は徳育の強化には賛成であったが、法制官僚の立場から、道徳的命令
を法律や政令扱いすることに低抗を覚えた。

したがって、井上は「立憲主義に従えば君主は国民の良心の自由に干渉しな
い」事を前提として、宗教色を鮮明にした原案を作成した。「この井上原案の段
階で、その後の教育勅語の内容は殆ど固まったと云われている。」^{xvii}

一方、天皇側近の儒学者である元田永孚は、以前から儒教に基づく道徳教育
の必要性を明治天皇に進言しており、明治12年には儒教色の濃い「教学聖旨」
を起草して、政府幹部に勅語の形で示していた。元田は、新たに道徳教育に関
する勅語を起草するに際しても、儒教に基づく独自の案を作成していたが、井
上原案に接するとこれに同調した。井上は元田に相談しながら語句や構成を練
り、最終原案を完成した。

こうして勅語は、井上が原案を作成し、それを元田が批判し修正を加える
という手続きを経て作成されていった。

何回かにわたる井上と元田の間の案文の往復を経て、勅語案は9月26日には
閣議にかけられて完成した。

「勅語は、明治23年10月31日、芳川文相の訓令によって、各公私立学校
に下付された。こうして教育勅語は、以後半世紀以上に亘って教育の第一目標
とされ、明治国家の存立を側面から支えていくことになる。」^{xviii}

4.1.2 井上毅による福澤の文明開化思想抹消のシナリオ

既述したように、『明治14年の政変』とは、自由民権運動の高まりの中で、政府内での国会開設と憲法制定に関する議論と、官有物件払下げに関する反対運動の二つが、時期的に絡み合った、伊藤博文と大隈重信の二人の権力争いの事件であった。

しかし、これは表舞台での結論であり、『明治14年の政変』劇を利用した裏の舞台では、もう一つのドラマが演出されていた。

そのシナリオを書いた影の演出家は井上毅である。それは福澤諭吉の文明化思想抹消のシナリオであった。

明治維新以来、明治国家は文明開化に邁進してきた。福澤諭吉もその後押しをして、明治5年には『学問のすゝめ』を、明治8年には『文明論の概略』を発刊するなどして、明治国家に協力してきた。その間「佐賀の乱」や「萩の乱」など明治政府に対する不満からあちこちで内乱が勃発したが、明治10年の「西南戦争」を以って一段落した。

福澤諭吉は、明治国家を民主国家にするための一方策として、明治12年に「国会論」を報知新聞に掲載したところ（実際には福澤の名前ではなく報知新聞の主筆の名前で掲載したが）国内の世論は大いに盛り上がり、その後の自由民権運動に発展し日本国民の「国会開設」に対する気運は大いに盛り上がった。

同じ年（明治12年）に福澤は『民情一新』を発刊し英国型立憲政体を称賛していた。

明治13年には交詢社を立ち上げ、福澤の門下生たちは、いわゆる「交詢社私擬憲法」を策定し議論していた。{国王＝（天皇）は君臨すれども統治せず}

そのような日本国内（文明開化思想が蔓延している世の中）の動向に、儒教思想に基づく天皇の権力保持思想を持っていた井上毅は、強い危機感を抱いたと思われる。

そして上述のように、「国会開設」と「憲法制定」が議論される過程で、福澤諭吉の文明開化思想を完全に葬り去ったのである。

渡辺俊一は著書『井上毅と福澤諭吉』（日本図書センター）で次のように言っている。

「維新以来、日本の政治社会文化の革新を導いた福澤に象徴される文明開化思想が否定されて、政府にとって危険な異端思想となったが、この方向転換こそ、井上毅の観点から考察すると、「明治14年の政変」の最大の意義であったと思われる。」

「井上毅がここで撲滅しようとしているのは、政変の原因となった大隈陰謀の首謀者としての福澤に留まることではない事である。・・・幕末の『西洋事情』、『学問のすゝめ』以来の福澤の言論活動の影響力全てを否定すべき政策の目標としていたのである。即ち、福澤の著作が現れる以前の、人民が長上の権威に

従順していた状態に復帰することこそ井上毅の最終目標であった。」

井上毅は既述のように、明治14年11月に「人心教導意見」を岩倉他に提出し、それをベースに明治23年10月には、儒教主義に基づいた「教育勅語」が発布された。

渡辺俊一は、上記の著書で「私は、この井上毅が起草した「教育勅語」の発布こそ、「人心教導意見」の帰結であり、「明治14年の政変」で井上毅が目指したものの思想的実現であると考え。」と語っている。

「以上のような反動的な政策は、目標とされた啓蒙的思想家の福澤諭吉を否定するものであり、陰に陽に実行された抑圧の結果として、福澤の権威も影響力も大幅に低下するに至った。しかしながら注目すべきは、この政策は維新以来の政府の文明開化政策の全面的否定でもあったことである。」

(渡辺俊一著『井上毅と福澤諭吉』)

しかし、筆者が非常に驚いた事は、『明治14年の政変』の裏舞台で演じられていた出来事について、福澤諭吉は全く知らなかった事である。

松沢弘陽・校注『福澤諭吉集』(岩波書店)で、松沢弘陽は下記のように言っている。

「[政府内部の反福澤情報収集と情報操作の担い手について] 政府内で福澤や交詢社の言説と運動の意味を最も鋭く、おそらく福澤門下に劣らぬほど良く理解した上で、福澤達の構想を長期にわたって阻むのに貢献したのは、太政官・大書記官・内務大書記官として黒幕的に力を尽くした井上毅であった

それに対して福澤の方は、最後まで井上の存在を知らなかったようである。(『全集』にも『書簡集』にも井上の名前は出てこない。)

その意味で14年の政変における福澤の言説や行動とその意味を理解するためには、14年の政変における井上毅の研究が不可欠である。」

4.1.3 「教育方針の変化」に対する福澤諭吉の政府批判

上述のように、福澤は「井上毅の福澤諭吉批判」には気づいていなかったが、明治14年の政変以来、政府の教育方針が変化しているのには、当然の事ながら気づいていた。しかし、明治23年10月に、儒教主義に基づいた「教育勅語」が発布されても、しばらくは黙殺していた。そして明治25年になって、『教育の方針変化の結果』という論文を発表し、次のように、政府を頭ごなしに批判している。全文を要約すると、

明治14年の政変以来、政府の失策は一つとして足らずと言えども、吾輩の所見をもってすれば、教育の方針を誤った一事こそ、失策中の大なるものと認めざるを得ない。

政治の誤りというのはすぐに対応できるけれども、教育の誤りというのは、阿片の毒のようなもので、だんだん体を冒して行って、症状の現れるのが遅くなるから、それを治すのに大変時間がかかる。以上の点から、世の政治家の最も注意すべきことであるのに、軽率にも10年以上も教育の過ちを犯しながら、改めようとしないう。改めるのを知らないのか、改める方法を知らないのか、ともかくその責任は免れない。そして過ちというのは、明治14年以来政府当局者は、何を見るところがあつてか、にわかには教育方針を一変して、社会から消えようとした古主義を復活せしめて、儒学の老先生を学校講師にして、新たに修身の教科書を編集して生徒に読ませる。甚だしきは、外国語の教授を辞めさせる——英語やフランス語の教授を辞めさせる、というような事を言い出した。そしてもっぱら古流の道徳を奨励して、満天下の教育を「忠君愛国」の範囲内に押し込めようとしている。その上で文明進歩の大勢を止めんとしているのは、今の世の中の忘れることの出来ないところだ。^{xix}

その後福澤は、慶應義塾独自の道徳教育の指針の作成を思い立ち、その要請を受けて門下生（小幡篤次郎、石河幹明、福沢一太郎、土屋元作、日原昌造、鎌田栄吉・他）が「修身要領」を作成し、明治33年2月に発表した。

それは、独立自尊主義や男女の平等、夫婦倫理の尊重を唱えるものでありその普及運動が広く展開されたが、一方ではそれは「教育勅語」に齟齬するものであるとして、厳しい批判を、井上哲次郎、高山樗牛、幸徳秋水、等々から受けた。

明治33年11月になると、『文明の政と教育の振作』という論文の中で、更に激しい口調で、政府を批判し、伊藤博文を名指しで厳しく糾弾している。

以下要約すると、

今の政府の教育の主義を改め、社会の気風を一変するの責任があることを当局者は忘れるべきではない。明治維新以来、旧物、旧習を破壊して、一意専心、文明に向って進んできたのに、中途にして方針がにわかには一変して、種々のおかしいことを演じる中にも、学問、教育上に一つの病質を醸し、今日まで患いを残したのは、かの明治14年の政変の結果にほかならない。政変と同時に、突然、教育主義の一変を図り、もって文明進歩の気風を排斥するに努めたのが、そもそもの大間違いである。

明治14年以降は、政府の復古熱が非常に盛んになって、儒教復活の時代と言うも、可なり。……明治14年の政変に際して、現総理の伊藤博文は、政府官僚の一人として、確かにその事情は良く知っているはずだ。この儒教主義復活の騒動は、伊藤博文は洋行中であつたから知らないと言うかもしれないけれども、あの騒ぎは政変に伴って発生したものである以上、知らなかった理由は有る筈が無い。

たとえ儒教主義復活の当事者でなくとも、その責任は断じて免れるべからず。十数年失策の結果、排外思想を流行させた事は、外交上の障害になり、国の文明の進歩を妨げている。当局者は従来の主義を一変して、教育を新たに
して弊害をなくそうとするならば、我輩も一片の労を厭わない。^{xx}

4.2 文部大臣井上毅

井上毅は、明治 26 年 3 月に文部大臣の椅子に着くや、更に一層の努力を傾倒して、諸般の改革施設に熱中し、下に聴き上に諮りて、広く民意を採り上げて、教育更新の案を立て、精力的にその具体化に精進した。

しかし、病気（結核）のため明治 27 年 8 月には依願免官せざるを得なかった。

文部省始まって以来既に半世紀を経て、大臣の位置に就いた者もまた少なくなかったが、真に良く其の職責を果たして顕著な実績を残した者は、前には森有礼のみ、後には井上毅のみと云われている。井上毅は品性高潔で、範を後進に垂れた比類なき典型的な文部大臣であったとも言われている。

「思うに我が国従来の教育は、長き保守の反動として、却って西洋陶醉の極端に走り、欧米を崇拜し外来思想を賛美し、徒に欧化的人物の養成と機械的学者の製造に没入せるの観あるより、(井上)先生は国家の前途に大なる危機を抱き、断然、国魂的教育主義を執りて其の弊害を除去せんと決意せり。即ち国語的教授を主張し、国文国史の研究を奨励して洋学万能の蒙を啓く、先生謂へらく、国文は国魂の存する処なり。古への国粹を代表する我が祖先の意志言行は、一に国文によりて伝えられるが故に、国文を研究してこれを咀嚼するは、所謂国魂を召喚し、国粹を蘇生せしむる唯一の手段なりと。先生は斯くの如き国魂的教育の主張の下に国民の自覚を促し、土人的教育者の養成と共に實際的人物の育成に務め、一面保守的古陋思想を排し、他面欧米心酔の弊を諫め、真の国民を基調とした快刀乱麻を断つ概を以て、教育界の廓正と其の新施設とに邁進せり。その力、総て先生の国を想う熱勢より出づるが故に、そこに一の私心なく権術なく、従って、流石に異議多き教育界も、只目を瞑りて之を傍観するの他なかりき。」^{xxi}

4.3 「教育方針の変更」に関する考察

「明治 14 年の政変」を契機に、明治 14 年 11 月には、井上毅から岩倉具視他二人の大臣に「人心教導意見案」が出され、以後教育方針は変更されて、明治 23 年には「教育勅語」が發布され教育方針の支柱になっていく。

福澤諭吉は、前述したように、教育方針の変化に対して明治 25 年に時事新報

で政府を批判し、対抗手段として明治 33 年に「修身要領」を公表している。

しかし、「明治 14 年の政変」の考察のところでも述べたように、この政変で日本の進むべき方向は既に決まっていたのである。

明治維新以来国家及び国民が、西欧と同じ道を進むべく道標を設定し歩んで来たが、「明治 14 年の政変」で大きく方向転換させられたのである。

福澤が実情をどのように捉えていたか不明であるが、福澤の政府批判は的を射ておらず、批判時期も逸していたと言わざるを得ない。

5. おわりに

福澤諭吉は「明治 14 年の政変」の真相を何も知らないのに {真実は「明治辛巳紀事」に書いてある} と『福翁自伝』(明治 14 年の政変) で語っているが、「明治辛巳紀事」(全集 20 巻 232 頁) では、井上毅の事には一言も触れていない。

「井上毅は伊藤の部下として背後で黒幕として活躍した政変劇の陰の主役である。福澤諭吉は井上毅の活動どころかその存在さえ全く知らなかった。」

{松沢弘陽校注『福澤諭吉集』岩波書店：2011 年(補注：461 頁～462 頁)}

現在では「明治 14 年の政変」劇の黒幕が井上毅だという事は明白であるが、当時には福澤諭吉は勿論、側近の石河幹明も知らなかったし、平成 5 年まで生存していた富田正文さえも政変の真相を後年まで知らなかったようだ。

石河幹明著『福澤諭吉伝』岩波書店 第 3 巻：第 33 編「明治 14 年の政変」(昭和 7 年) や富田正文著『考証福澤諭吉』岩波書店下巻「明治 14 年の政変」(平成 4 年) でも井上毅が交詢社の私擬憲法について危険視していた事は書かれているが、政変劇に於ける陰の主役であった事は書かれていない。

昭和 6 年～7 年に改造社から偉人伝全集第 15 巻・久米正雄著『伊藤博文伝』13 巻・馬場恒吾著『大隈重信伝』が発刊されているが、「明治 14 年の政変」に関する項目の中で、井上毅や福澤諭吉の名前は全く出て来ない。

では、「井上毅の黒幕説」を最初に明らかにしたのは誰で、それは、いつ頃の論文発表なのか？

著者は大久保利謙(大久保利通の孫[1900 年～1995 年]) で、昭和 27 年に出版された下記の著書である。

{大久保利謙著『明治 14 年の政変と井上毅』乾元社(1952 年=昭和 27 年)}。

著者は「あとがき」で「拙稿は、去る昭和 27 年、開国百年記念文化事業の依頼によって『明治文化史論集』に寄稿したものであるが、締め切りを前にして、井上匡四郎所蔵の「井上毅文書」から新資料の提供をして頂き急いでまとめたものである。」と語っている。

「明治 14 年政変の研究史を検索する場合、ここに収録された同論文の学説史上

の位置は、発表後 30 余年を経た現在でも、尚その水準を凌駕したものがないという事実を認めざるを得ないのは、解説者を含め、ひろく研究者により確認されるところであろう。」(大久保利謙著『明治国家の形成』解説者：石塚裕道)

その後、政変展開での政治対立の舞台裏に登場する太政官官僚の井上毅の役割に着目した服部之総が、『明治 14 年の絶対者』(『服部之総著作集』第 4 巻所収、理論社、昭和 30 年)の論稿を発表した。

昭和 31 年に行われた近代日本史研究会主催の「大隈研究」座談会(聞き手：渡辺幾治郎、話し手：徳富蘇峰)で、徳富蘇峰は次のように語っている。

「この政変における争いの主なる一人は井上毅であろうと思う。元来井上の考は福澤の政治主義とは根本的に異なっており、福澤の政治主義は日本の政治には良くない、何とかして福澤の政治思想を叩き直さねばならないと云うのである。先達『明治文化史論集』において大久保利謙さんが、「井上毅文書」によって詳細に紹介されました。」

- 山室信一著『法制官僚の時代』木鐸社(1984年=昭和59年)の「明治14年の政変」に関する著述(250頁~338頁)も井上匡四郎所蔵の「井上毅文書」をベースに書かれている。
- 伊藤弥彦著『維新と人心』東京大学出版会(1999年=平成11年)の第4章「明治14年の政変と人心教導構想」(121頁~212頁)は、上記の大久保利謙の書籍を参考文献の一つとしている。
- 渡辺俊一著『井上毅と福澤諭吉』日本図書センター(2004年=平成16年)は、全般に亘り上記の大久保利謙及び山室信一の書籍を参考文献としている。

【『明治 14 年の政変』の真相についての結論】

福澤が井上毅の存在や彼の陰謀に気づかず、又井上毅の『明治 14 年の政変』での政略が、後世まで(明治 14 年→昭和 27 年) 71 年間も「しられざる真相」としてバレなかったのはなぜだろうか？

伊藤弥彦著『維新と人心』東京大学出版会(1999年=平成11年)の第4章「明治14年の政変と人心教導構想」(127頁)によれば、下記の通りである。「井上毅が元田永孚に宛てた一通の書簡から、井上の内面的心情を読みとる事が出来ると思われる。」

「世間徒ニ外ニ向テ虚喝シテ己之侠名ヲ売ルモノ多シトいえども、真成ニ国ヲ憂ヒ、難ヲ冒シ・・・冥々の間ニ大勢ヲ挽回スルノ誠ヲ尽クスモノ・・・」

「特に[冥々之間ニ大勢ヲ挽回スルノ誠ヲ尽クスモノ]の一句は井上の風貌を伝える言として印象深い。

その意味は二つある。

第一に政治の秘訣は人知れぬ間に時勢を制するにある。

第二はここに井上毅の行動指針とした内面的心情が垣間見える。

「一己之俠名ヲ売ル」事を戒めつつ「冥々之間ニ」（しらずしらずのうちに）世の中を運転する仕事に奉ずる事こそ井上毅が自分に課した信念にほかならなかったのである。」

井上毅が「冥々之間ニ」操作した事が、『明治14年の政変』の真相である。

最後に蛇足ながら、もう一つ井上毅を考える場合には、大久保利謙によって紹介された興味深いエピソードがある。^{xxii}

{明治14年の政変}劇で、岩倉—伊藤—井上というトリオが成立し、岩倉の没後は伊藤—井上のコンビとなった。明治憲法の制定と一緒に取り組むなど、井上の後半生は伊藤との関係が特に深かった。井上はよく伊藤を助け、伊藤もまた井上の才幹を認識して重く用い、伊藤の力によって枢機に参画したのである。その井上が晩年同郷の後輩安達謙蔵に「自分は伊藤の為に一生を誤られた」と述懐したそうである。(渡邊幾治郎氏談)。

筆者には、野心を制して仕事に奉じてきた井上毅が、華やかな政界の大立者である伊藤博文に対して発した慚恨の念がこもっているように感じられる。

完

【脚注】

-
- i 伊藤弥彦著『維新と人心』：122 頁
 - ii 前掲書：125 頁
 - iii 坂井雄吉著『井上毅と明治国家』：16～17 頁
 - iv 前掲書：23 頁
 - v 前掲書：37 頁
 - vi 井上毅伝記編集委員会編『井上毅傳・史料篇』：1 卷 12 頁、14 頁、54 頁
 - vii 坂井雄吉著『井上毅と明治国家』：100 頁
 - viii 井上毅伝記編集委員会編『井上毅傳・史料篇』：1 卷 225～230 頁
 - ix 前掲書：1 卷 239～247 頁
 - x 前掲書：5 卷 23 頁
 - xi 前掲書：1 卷 248 頁
 - xii 坂本多加雄著『明治国家の建設』：383 頁
 - xiii 坂本一登著『伊藤博文と明治国家形成』：180 頁
 - xiv 坂本一登著『伊藤博文と明治国家形成』：229～239 頁

- xv 梧陰文庫研究会編古城貞吉稿『井上毅先生傳』: 132~139 頁
- xvi 坂井雄吉著『井上毅と明治国家』: 191 頁
- xvii 坂本多加雄著『明治国家の建設』: 410 頁
- xviii 前掲初: 414 頁
- xix 『福澤諭吉全集 13 卷』: 575~577 頁
- xx 『全集 16 卷』: 644~648 頁
- xxi 梧陰文庫研究会編古城貞吉稿『井上毅先生傳』: 491 頁
- xxii 大久保利謙著『明治国家の形成』大久保利謙著作集歴史著作集 2 卷 332 頁

(参考文献)

- | | | | |
|------------------------------------|----------|---------|----------|
| 1. 明治国家の形成 | 大久保利謙著 | 著作集 2 卷 | 吉川弘文館 |
| 2. 井上毅と明治国家 | 坂井雄吉 | | 東京大学出版会 |
| 3. 井上毅と宗教 | 齊藤智朗 | | 弘文堂 |
| (明治国家形成と世俗主義) | | | |
| 4. 井上毅先生傳 | 梧陰文庫研究会編 | | 木鐸社 |
| 5. 伊藤博文と明治国家形成 | 坂本一登 | | 吉川弘文館 |
| 6. 維新と人心 | 伊藤彌彦 | | 東京大学出版会 |
| 7. 法制官僚の時代 | 山室信一 | | 木鐸社 |
| (国家の設計と知の歷程) | | | |
| 8. 井上毅と福澤諭吉 | 渡辺俊一 | | 日本図書センター |
| 9. 明治国家をつくった人びと | 瀧井一博 | | 講談社現代文庫 |
| 10. 明治政府~その実力者たち~ | 大久保利謙編 | | 人物往来社 |
| 11. 井上毅とヘルマン・ロessler | 永井利浩 | | 文芸社 |
| 12. 伊藤博文傳 | 久米正雄 | | 改造社 |
| 13. 大隈重信 | 馬場恒吾 | | 改造社 |
| 14. 伊藤博文 (近代日本を創った男) | 伊藤之雄 | | 講談社 |
| 15. 明治天皇と立憲政治 | 渡邊幾治郎 | | 学需書院 |
| 16. 明治天皇と明治の建設 | 渡邊幾治郎 | | 千倉書房 |
| 17. 伊藤博文~知の政治家~ | 瀧井一博 | | 中央新書 |
| 18. 明治国家の建設 | 坂本多加雄 | | 中央文庫 |
| 19. 明治国家の完成 | 御厨 貴 | | 中央文庫 |
| 20. 福澤諭吉全集 第 13 卷及び 16 卷 | 福澤諭吉 | | 岩波書店 |
| 21. 井上毅伝記編集委員会編『井上毅傳・史料篇』: 1 卷~7 卷 | | | |